

「裁判所法等の一部を改正する法律案」(第26回国会 内閣提出第89号) (昭和32年)の主な内容

法律案提出の背景

本法律案は、最高裁判所の機構改革を目的として、昭和32年の第26回国会において、政府より提出された。

最高裁判所は、戦後の新司法制度の導入に伴い、長官と14名の判事(計15名)から構成される違憲審査権を有する終審裁判所として発足した。発足当初から、その性格及び構成人員の少なさに起因する最高裁判所の事件処理の困難さを指摘する声があり、昭和24年施行の刑事訴訟法での刑事訴訟の上告理由の制限、昭和25年の民事上告特例法(2年間の暫定立法、その後2年延長)による民事訴訟の上告理由の制限などの負担軽減の措置が講じられてきた。しかし、当該措置にもかかわらず、最高裁判所の取扱い事件数は増加の一途をたどり、昭和27年末には、未済事件数が7,000件を突破するに至った。一方で、最高裁判所への上告制限については、法曹関係者を中心に批判の声が強まっていった。以上のことを背景に、最高裁判所の機構及び上告制度の改善の問題が早急に解決を要する課題としてクローズアップされるようになった。

これらの課題に対して、政府は、昭和28年に法制審議会に司法制度部会を設置し、最高裁判所の機構及び上告制度を中心に議論を進めていった。そして、昭和31年5月、法制審議会は、最高裁判所の機構及び上告制度に関する立法措置についての答申を提出した。これを受けて、政府は立案作業に入り、昭和32年3月に本法律案を提出するに至った。なお、改正の対象となる法律は、「裁判所法」と「刑事訴訟法」の2法律である。

法律案の骨子

「この法律案は、裁判所法及び刑事訴訟法の...改正を内容とするものでありまして、その骨子は、上告事件等の審理の円滑化をはかるため、憲法違反、判例違反等の重要な事件について審判する裁判官を減員するとともに、別に最高裁判所に最高裁判所小法廷を置き、刑事訴訟についての上告理由の範囲を拡張して、個々の事件における当事者の救済を全うしようとするもの」(S32.3.12 衆・法務委員会 中村法務大臣による趣旨説明より)である。

主な内容

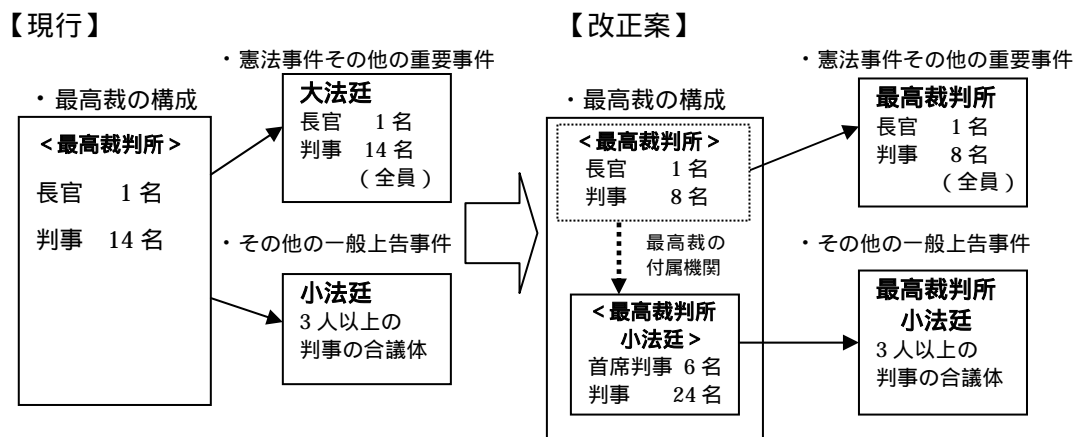
1. 最高裁判所の構成の変更

現行法では、最高裁判所は、長官1名及び判事14名から構成され、憲法事件その他の重要事件については、全員の裁判官の合議体である大法廷で、その他の一般上告事件については、この15名のうち3名以上の合議体である小法廷に分かれて、審理、裁判を行うとされている。

改正案では、最高裁判所は、**長官1名及び判事8名で構成し、憲法違反・判例変更等**

の重要事件のみを取り扱うとしている。

一般上告事件については、最高裁判所の付属機関として、最高裁判所小法廷**首席判事 6名、最高裁判所小法廷判事 24名**から構成される「**最高裁判所小法廷**」(以下、「小法廷」という。)を設置し、この小法廷において審理・裁判を行うとしている。



2. 刑事訴訟の上告理由の拡張

現行法では、刑事訴訟における最高裁判所への上告理由は、**憲法違反及び判例違反**のみに制限されている。

改正案では、上記の理由に加え、**判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があり原判決を破毀しなければ著しく正義に反することを理由とする上告も認める**としている。

3. 最高裁判所における審判の流れ

改正案により設置される小法廷は、原則として最高裁判所と同一の裁判権を有し、事件はまず小法廷で審理を行い、**憲法問題に関する判断を行う場合及び従来の判例を変更する場合**に、当該事件を最高裁判所に移送するとしている。

なお、最高裁判所は、当該重要事件についてのみ審判するとしている。

また、小法廷の判決に対しては、憲法違反を理由とする場合に限り、最高裁判所への異議申立を可能とするとしている。

4. 裁判官の指名・任命

現行法では、最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命については、内閣が行うとされている。

改正案では、内閣は、上記の指名・任命の際に、**裁判官任命諮問審議会**(内閣の諮問機関：裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者から構成)への諮問を経て行うとしている。

小法廷の裁判官の任命方式については、**最高裁判所が指名し、内閣が任命する**(他の下級裁判所裁判官と同じ)としている。なお、小法廷首席判事については、その**任免を天皇が認証する**(最高裁判所判事・高等裁判所長官と同じ)としている。